

行政の焦点



固定残業代制の適正な運用について

払っている役職手当を固定残業代であると主張しているケースがありましたが、就業規則や労働条件通知書などにその旨の記載はなく、さらに、どのように計算方法で何時間相当分の残業代を含んでいるのか明確にされていませんでした。

基礎手当に固定残業代（役職手当）と主張する手当を含めて計算することになり時間単価が高くなる）の支払い、②労働基準法第37条違反として過去に遡及して残業代の支払を求められることとなり、事業場にとって大きな影響を及ぼします。

【固定残業代にかかる主要な裁判例】

○テックジャパン事件（平成24年3月8日、最高裁第一小法廷判決）

本件雇用契約は、（略）基本給を月額41万円とした上で、月間総労働時間が180時間を超えた場合には、80時間を超えた場合に、（略）月間180時間当たり一定額を別途支払う。（略）月間180時間以内の労働時間中の時間外労働について労働基準法第37条第1項の規定する割増賃金が支払われたとすることはできない（略）。

【ポイント】

本判決は、基本給の中に残業代を含めて支給されていた事案ですが、残業代と認められるためには、基本給部分と残業代部分を明確に区分する必要があるとして、固定残業代を否定した判決になります。

以上、固定残業代を採用している場合は、今一度、就業規則や労働条件通知書の中身が曖昧な表現になつていいか、記載漏れがないか確認していただき、労使関係の信頼構築に努めていただいきたいと考えます。

近年、固定残業代制を採用している事業場において、労働者に対しあらかじめ固定残業代であることを明示せず労使でトラブルが生じているものや、固定残業代に対応する時間外労働時間数を超えた時間外労働に対し、追加で残業代を支払っていないなど、不適正な運用を行っているケースが見受けられます。

今回は、この固定残業代についてスポットを当ててみたいと思います。

【固定残業代とは】

一般的に固定残業代とは、その名称にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。

【固定残業代制の問題点】

ある事業場で、定額で支払った役職手当に追加して、

①残業代（残業代の算定期間

【固定残業代制を採用する場合の記載方法】

最高裁の判決をみますと

体の金額が増額されることはない。（略）基本給について、通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準

明確にすることが求められているといえます。例えば、労働条件通知書を交付する際に、基本給に残業代が含まれていると言えるために、「基本給30万円のうち、5万円は、1ヶ月20時間の時間外労働に対する残業代とする」とか、「○時間分の時間外労働をした場合に、（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外労働によって、月間180時間以内の労働時間中の時間外労働について労働基準法第37条第1項の規定する割増賃金が支払われたとする）こと」としてこの「○手当」が残業代として支払われていることが就業規則や労働条件通知書などに明確に規定することができます。